

家庭における熱の有効利用促進事業助成金交付要綱（高断熱窓・ドア）

(制定) 令和2年7月13日付2都環公総地第860号

(目的)

第1条 本交付要綱は、家庭における熱の有効利用促進事業実施要綱（令和2年4月9日付31環地地第502号。以下「実施要綱」という。）第5 第三号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する、家庭における熱の有効利用促進事業（以下「本事業」という。）のうち、高断熱窓及び高断熱ドア（以下助成対象設備等）に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本交付要綱における用語の定義は、実施要綱で定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 ガラスの交換 ガラス交換、カバー工法（高断熱窓のうち、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）又は建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。）をいう。
- 二 高断熱窓の設置 外気に接する既存の窓に対し、高断熱窓である内窓の取付け、外窓の交換若しくはガラスの交換を実施すること又は外気に接する壁に新しく高断熱窓の取付けを実施することをいう。
- 三 高断熱ドアの設置 外気に接する既存のドアを高断熱ドアへ交換すること又は外気に接する壁に高断熱ドアを新しく取付けることをいう。
- 四 居室 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に定める居室の他、現に居住の目的のために継続的に使用している室をいう。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4 1に規定する者であって、次の要件のいずれにも該当しないものであること。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者

(助成対象経費)

第4条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4　3に定めるものであって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税等の額を除く。）とする。ただし、諸経費は含まない。

- 一 材料費 高断熱窓及び高断熱ドアの購入に必要な経費
 - 二 工事費 高断熱窓及び高断熱ドアの設置と不可分の工事に必要な経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。
- 一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、令和2年4月1日から同年8月31日までに工事し、又は契約締結し、同年9月30日までに第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費を除く。
 - 二 本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 3 助成対象経費に助成対象者が自ら調達し、又は関係会社から調達した分（工事に係る経費を含む。）がある場合にあっては、別表第1の左欄に掲げる場合に応じて当該右欄に定める方法により助成対象者の利益等を排除した経費を助成対象経費とする。

(助成対象事業の要件)

第5条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4　4に定めるものであって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 助成対象事業を実施する既存住宅（以下「助成対象住宅」という。）における1の居室（助成対象住宅が集合住宅の場合にあっては、各住戸の1の居室とする。以下同じ。）において設置される全ての窓（換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等及び既に高断熱窓を設置している窓を除く。以下同じ。）について、高断熱窓を設置すること。
 - 二 前号の1の居室以外の他の居室又は廊下、玄関その他の非居室（以下「その他の部屋等」という。）に高断熱窓の設置をする場合にあっては、前号の高断熱窓の設置に加えて、その他の部屋等において設置される1枚以上の窓について、高断熱窓を設置すること。
 - 三 高断熱ドアを設置する場合にあっては、第一号の高断熱窓の設置に加えて、高断熱ドアを設置すること。
- 2 前項の場合において、第8条第1項の申請受付時に、既に高断熱窓が設置されている窓がある場合、又は既に高断熱ドアが設置されている場合は、当該高断熱窓及び高断熱ドアの設置に係る経費は助成対象としない。ただし、第4条第2項第1号ただし書に規定する令和2年4月1日から同年8月31日までに工事し、又は契約締結し、同年9月30日までに第7条の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費を除く。
- 3 リース事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては、当該リース契約におけるリース料金

について本助成金に相当する額の減額がなされていること。

(助成金の交付額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4～5に定めるとおりとする。

なお、本助成金の交付額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請において、リース事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては、当該事業者及び住宅の所有者又は管理組合が共同で申請しなければならない。
- 3 リース事業者は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項、第17条、第19条第1項、第20条第1項、第22条第2項、第23条第2項及び第25条第4項の規定に基づき申請書等を公社に提出する場合についても前項と同様に、住宅の所有者又は管理組合と共同で手続きを行わなければならない。

(申請の受付)

第8条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。
- 4 過去に本助成金の交付を受けている住戸からの交付申請を受理することはできない。

(手続代行者)

第9条 第7条第1項の規定による本助成金の交付の申請を行おうとする助成対象者は、交付の申請に係る手続（第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項、第17条、第19条第1項及び第20条第1項の手続を含む。以下この条において同じ。）の代行を、第三者に対して依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条各号に該当しないものでなければならない。

(手続代行者の責務)

第10条 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。

2 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(本助成金の交付決定)

第11条 公社は、本助成金の交付の申請を受理した場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
3 公社は、第7条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた交付対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 令和4年9月30日までに助成対象工事を完了させること。
- 二 第20条第1項の助成事業実績報告書兼助成金交付請求書の提出を同項に定める時期に行うこと。
- 三 助成事業者は、本交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 四 助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社が求めたときは、公社の指定する期日までに公社に提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。
- 五 助成事業者は、公社が取得財産等の稼働状況等の現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。
- 六 助成事業者は、助成対象経費について本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。
- 七 助成事業者は、空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱（平成27年5月12日平成27都市住政第85号）第4（3）の空き家改修において、省エネ改修として、区市町村から交付される補助金を受給しないこと。

八 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、前7号のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

(申請の撤回)

第13条 助成事業者は、第11条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に申請の撤回をすることができる。

2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、交付申請撤回届出書（別記第4号様式）を提出するものとする。

(助成事業の承継)

第14条 助成事業者の地位の承継が行われた場合において、その地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、遅滞なく助成事業承継承認申請書（別記第5号様式）により公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の助成事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、承継者に対し、助成事業承継承認決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 第1項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件、義務は承継者に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは、「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第15条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく助成事業計画変更申請書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

一 助成事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第16条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の

交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、個人にあっては住所等を、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第14条に規定する承継を除く。）をしてはならない。

(助成事業の廃止)

第19条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第9号様式）により公社に報告しなければならない。

2 公社は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。
3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績の報告)

第20条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる助成対象経費に応じて、当該各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（別記第10号様式）及び別表2に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

- 一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象設備等の工事契約若しくは売買契約又はリース契約を締結するもの 令和4年9月30日まで
 - 二 当該助成対象経費が第4条第2項第一号ただし書きに規定する経費であって、当該助成対象設備等の支払等完了日より後に第7条第1項の助成金の交付申請を行うもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日
 - 三 当該助成対象経費が第4条第2項第一号ただし書きに規定する経費であって、当該助成対象設備等の支払等完了日より前に第7条第1項の助成金の交付申請を行うもの 令和4年9月30日まで
- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第21条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第11条第1項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（別記第11号様式）により当該助成事業者に通知し、本助成金を支払うものとする。

（財産の管理）

第22条 助成事業者は、助成対象設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従つて、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、法定耐用年数の期間に、助成対象住宅の譲渡等（次条第1項に規定する処分に該当する場合を除く。）により、当該助成対象設備等の所有者が変更になった場合は、助成事業者は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成対象設備等所有者変更届（別記第12号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、第11条第1項の交付決定の内容及び第12条の交付の条件等の本助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。
- 4 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（財産の処分）

第23条 助成事業者は、助成対象設備等のうち取得価格又は増加価格が1件当たり500,000円以上のものの処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならぬ。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（別記第13号様式）を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとする場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環総地第6号）第3_2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。
- 6 公社は、前項の規定による処分の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるも

のとする。

(交付決定の取消し)

第24条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 助成事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 三 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

第25条 公社は、助成事業者に対し、第16条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、助成事業者に対し、期限を定めて本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の額が、実施要綱第4～5及び本交付要綱第6条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金の請求及び第27条第1項の規定による延滞金の請求をした場合に準用する。

(違約加算金)

第26条 公社は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請

求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第28条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（助成事業の経理）

第29条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類を第20条第1項に規定する助成事業実績報告書兼助成金交付請求書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から10年間保存しておかなければならぬ。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

（調査等）

第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関する報告を求め、助成対象住宅等に立ち入り、帳簿書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象住宅等への立ち入り又は調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

（指導・助言）

第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（個人情報の取扱い）

第32条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（申請をした助成対象者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う補助金

等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

附 則 (令和2年7月13日付2都環公総地第860号)

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1

一 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分がある場合	当該調達品の製造原価をもって助成対象経費として計上する。
二 助成対象経費に助成対象者と 100%同一の資本に属する関係会社からの調達分がある場合	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難い場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。
三 助成対象経費に助成対象者の関係会社からの調達分がある場合（二の項に掲げる場合を除く。）	当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該調達品の製造原価並びに当該調達品に係る販売費及び一般管理費の合計以内であると認められる場合は、当該取引価格をもって助成対象経費として計上する。これにより難い場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（当該割合が0未満である場合は0とする。）をもって、当該取引価格から助成対象者の利益等に相当する額の排除を行った上で、助成対象経費として計上する。
ただし、二の項及び三の項に掲げる場合において、当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該関係会社を含む3社以上的一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りでない。	

備考 この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社をいう。

別表第2

	書類の種類	備考
一	実施計画書	
二	費用総括表	
三	費用明細書	
四	助成対象経費の積算に関する根拠となるもの	
五	平面図	
六	<u>立面図若しくは姿図</u>	<u>立面図は助成対象住宅が戸建住宅である場合に限る。</u>
七	設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類	高断熱ドアを設置する場合に限る。
八	<u>助成対象住宅の写真</u>	
九	建物の登記事項証明書	
十	申請者の実在を証明するもの	
十一	リース事業者の実在を証明するもの	リース事業者と共同申請する場合に限る。
十二	納税したことを証明するもの	
十三	<u>管理組合から工事許可を得たことがわかるもの</u>	助成対象住宅が集合住宅である場合に限る。
十四	管理組合総会の決議内容がわかるもの	助成対象住宅が集合住宅である場合に限る。
十五	リース契約の内容がわかるもの	助成対象高断熱窓に係るリース契約を締結しようとする場合に限る。
十六	リース料金計算書	助成対象高断熱窓に係るリース契約を締結しようとする場合に限る。
十七	支払委託契約の内容がわかるもの	助成対象高断熱窓に係る支払委託契約を締結しようとする場合に限る。
十九	その他公社が必要と認める書類	

別表第3

	書類の種類	備考
一	助成事業に係る工事契約書	
二	助成事業に関する領収書	
三	施工証明書若しくは出荷証明書	
四	国及び他の地方公共団体による補助金において受領した交付額確定通知書等	国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合に限る。
五	リース契約書	助成対象高断熱窓に係るリース契約を締結した場合に限る。
六	支払委託契約書	助成対象高断熱窓に係る支払委託契約を締結した場合に限る。
七	通帳・口座証明書	
八	その他公社が必要と認める書類	